平成２８年（フ）第１２２７号
大阪市東成区大今里３丁目２番２号
破産者　田中　一志
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２８２号
大阪市生野区小路東４丁目３－23－603、開始決定時大阪市生野区小路東４丁目３番18号
破産者　髙山繁こと　ＫＯ　ＳＯＯＢＯＫ　高　銖福
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２８３号
大阪府箕面市船場西２丁目５番31－201号
破産者　山田　利文
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４６３号
大阪府東大阪市六万寺町３丁目９番21号、開始決定時大阪府東大阪市東石切町５丁目３番33号
破産者　吉永　光晴
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０８３号
大阪市中央区龍造寺町４番５号、前住所大阪市西区江戸堀２丁目２番23－301号
破産者　遠藤　雪子
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１６９号
大阪府八尾市大字大窪486番地の11
破産者　森元千秋こと　森元　誠一
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２６０号
大阪府吹田市千里山西１丁目39番13号(202)、前住所大阪府吹田市千里山竹園２丁目20番704号
破産者　伊尾木優宏
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２８７号
大阪府高槻市西五百住町13－７、開始決定時大阪府高槻市寿町３丁目21番１号
破産者　増田　清彦
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２９１号
大阪府高槻市寿町３丁目21番１号
破産者　増田　宏子
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４６９号
大阪市平野区加美東６丁目１番14号レオネクストプログレ加美東202号室
破産者　藤原　卓也
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５１６号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目５番30号、前住所大阪市淀川区三津屋中１丁目１番11－４号
破産者　村上電気こと　村上　一久
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０１６号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番12－401号
破産者　宮本武宣こと　ＫＩＭ　ＭＯＯＳＵＮ　金　　武宣
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０２２号
大阪府八尾市陽光園１丁目３番18－103号
破産者　よちを海産店こと　吉村　正啓
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０６８号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番12－405号
破産者　江波　久和
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３２号
大阪府松原市立部５丁目114番地（416号）、開始決定時の住所大阪府松原市東新町２丁目144番地の15
破産者　アール工芸こと　前川　茂夫
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７２０号
堺市南区鴨谷台３丁３番４－226号、前住所大阪府和泉市伏屋町４丁目１番32号
破産者　田中　英美
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７２１号
大阪府高石市千代田１丁目５番９号
破産者　御菓子司ふじいこと　藤井　髙志
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７２６号
大阪市北区長柄東２－８－36－1009号室、住民票上の住所大阪府羽曳野市学園前１丁目４番６号
破産者　小笠　正明
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３５２号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3923－615、住民票上の住所福岡県遠賀郡岡垣町百合ヶ丘１丁目20番９号
破産者　田中　雅也
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部